

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成23年6月17日

三朝町長 吉田秀光

専決第6号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年6月10日

三朝町長 吉田秀光

1 和解の相手方

北栄町 個人

2 和解の要旨

町は、損害賠償金50,100円を支払うものとする。

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

平成23年5月13日

(2) 交通事故の発生場所

北栄町土下112番地（北栄町役場北条庁舎北側駐車場）

(3) 交通事故の状況

本町の職員が駐車場で公用車から降車する際、公用車のドアが強風にあおられ隣に駐車していた相手方の車両と接触したものである。